

# 社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4

町商会館内

TEL 0427(26)2453

発行日 昭和56年1月17日

第2号 (通刊30号)

昭和56年

新春号



## —— 目 次 ——

2. ご挨拶  
(社)町田法人会会長 三橋忠正
4. ご挨拶 町田税務署長西別府久
5. ご挨拶  
東京税理士会町田支部長飯田義忠
6. 商法改正の問題点
7. 都税事務所からのお願い
8. 税務署からのお知らせとお願い
10. 経営者大型保障制度について
13. 短 信 欄
14. 税務についての講座のお知らせ



## ご挨拶 年頭にあたって

(社)町田法人会会長 三橋 忠正

明けましておめでとうございます。

昭和56年の新春を迎え、会員の皆様には益々お元気でご活躍のことと心からお慶びを申し上げます。

昨年は1980年代の幕開けの年として期待されましたが、新年早々、国際政局の緊張をもたらし、その後も、予想もしなかった出来事が国の内外で連発する等、多事多難な年でありました。

当法人会にとって昨年は、多年の念願でありました社団化達成への総仕上げの年でありました。地区会、支部の組織づくり、それに伴う役員編成、会員増強あるいは新会費の徴収問題等が山積し、それに併行して青年部会の組織づくりのこともありました。

これらの課題を一つ一つ片付けて、所期の目的を達成するためには、役員は勿論、会員一人一人のご理解とご協力を得ることでした。幸い、それらの諸問題を見事に克服して、4月11日には青年部会の設立総会が行われ、136名の若い力の青年部会がスタートし、7月24日には新生の社団法人町田法人会の設立総会が開催されました。

そのあと社団化申請手続も予定どおり完了し、8月25日には東京国税局長から直接、「社団法人設立許可書」(8月21日付)が授与され、めでたく私たちの「社団法人町田法人会」が新しく発足しました。

それに加えて昨年は、当法人会創立30周年にもあたり、11月15日には社団法人設立の創立30周年の記念式典が挙行されたことは、皆様ご承知のとおりでございます。

この間、ご協力をいただいた会員の皆様には厚く御礼申し上げます。また、役員の皆様にはお忙しいところを昼夜にわたり、ご尽力いただいたことに対して深く感謝申し上げます。もう一つの喜びは、昨年11月に町田税務署の新庁舎が落成したことでございます。署長様始め署の皆様には日頃大変お世話になっておりますが、今回の社団化については、その一歩からご指導をいただき心から御礼申し上げます。

本年は80年代の2年目として、きびしい年が続きそうですが、当法人会は公益法人として最初の年を迎え、4月には新年度に入ることとなります。私は、法人会の使命の重大さを皆様とともに認識し、今後とも健全な納税協力団体として、その期待に応えるべく努力いたす覚悟でございます。

今年は先ず、各委員会、部会はもとより、各地区会、支部の機能が十分発揮できるようになることを希っております。組織の中の人間関係が最も大切なことと思っております。昨年11月中旬から12月上旬にかけて、社団化後、初めての会員増強運動を各地区ごとに実施し、年末の繁忙期にも拘らず、担当役員の努力と創意工夫で多大の成果を収めることができました。

この会員増強の結果は新規会員107社の加入があり、現在会員数は1740社を超えております。これは全法人に対する加入割合で申し上げますと、55.3%にあたります。

新年度は春秋2回の会員増強運動を計画しておりますのでよろしくおねがいたします。

次に昨年結成されました青年部会の活動でございますが、これについては昨年、社団化の推進あるいは会員増強に親会とともに活躍していただき、青年部会本来の事業活動は十分できなかったと思いますが、今年度は是非、企業経営と税知識の向上に役立つ講習会、研修会等を計画し、会員相互の親睦と研鑽を図っていただきたいと思ひます。これからの法人会活動は税金のことだけではなく、広く企業経営に役立つものを取入れてゆくことが不可欠の条件であり、その手始めとして簿記講座等も有効なことと思ひます。

また、最近の傾向として、婦人部会の結成があります。東法連傘下の法人会46のうち、青年部会が31法人会にあります。一方に社長婦人、女性経営者が税務に関する勉強会と親睦を図り、その他のサークル活動も加えて婦人部会を結成している法人会が20あります。当法人会についても婦人部会ができることを望みたいと思ひます。

町田市は駅周辺の再開発事業が大きく進展し、一躍注目をあつめておりますが、当法人会は一署一市一法人会という理想的な運営ができる法人会と言われておりますので、この機会に名実とも堅実な法人会にしたいと思っております。どうか会員の皆様には当法人会の事業活動に積極的に参加していただくとともに、身近かなご協力を是非お願いいたします。また、署の皆様には今後ともよろしくご指導を賜りたくお願い申し上げます。

終りになりましたが、会員皆様のご健康と企業の益々のご繁栄を祈念いたし、年頭のご挨拶といたします。

\*\*\*\*\* 明けましておめでとう

ございます \*\*\*\*\*

会 長	三 橋 忠 正	常任理事	中 島 貞 雄	理 事	藤 田 義 徳
副 会 長	石 井 儀 一	”	杉 浦 信 男	”	石 川 洋一郎
”	鈴 木 英 正	理 事	田 中 耕 作	”	大 川 健 次
常任理事	八木下 正 男	”	井 上 恵 博	”	若 林 忠 次
”	井之上 哲 夫	”	松 村 邦 治	”	中 嶋 重 一
”	古 関 隆 幸	”	澁 谷 栄 二	”	木 下 公 福
”	加 藤 忠 男	”	秋 元 馨	”	井 上 輝 照
”	萩生田 博	”	新 井 実	監 事	岩 沢 正 義
”	矢 卷 勤 二	”	小 川 量 司	”	井 上 茂 留 市
”	村 田 清 繁	”	松 山 在 九	”	鈴 木 西 市
”	齊 藤 繁 志	”	飯 田 直 敏	事 務 局	村 田 進
”	岩 崎 雄 志	”	小 山 マ サ	局長	村 田 進
”	森 義 男	”	芝 田 泰 一	局 員	沼 舘 末 治
”	森 山 兼 光	”	尾 辻 胖 雄	”	平 舘 末 勝
”	田 中 輝 臣	”	岩 村 英 雄	”	平 舘 末 勝

## ご挨拶

町田税務署長 西別府 久



町田法人会の皆様、明けましておめでとうございます。

昭和56年の新春を迎えるにあたり、謹んでご祝詞を申し上げます。

昨年は、社団法人町田法人会にとりまして記念すべき年でありました。

社団法人町田法人会の設立並びに町田法人会30周年の記念式典が盛大に挙行されました。これは、偏えに会長さん始め役員の方々のご努力はもとより、会員の皆様方が一致団結して協力された賜であると深く敬意を表する次第でございます。

さらに、活発な事業活動が次々と企画実行され、皆様方におかれましては、誠に有意義な年であったかと存じます。

皆様方のご理解とご協力によりまして当署の税務行政は順調に推移しておりますことを本紙上をおかりして厚く御礼申し上げます。

顧りみますと、昨年のが国の経済は、設備投資の増大、輸出増加に支えながらも国内需要の不振などから景気も足踏状態であり、きわめて多難な1年でありました。

また、昭和56年は伝えられていますように原油の値上げ、税負担の増加等必ずしも明るい見通しばかりではありませんが私共私共税務行政に携わる者としては、いつの時代にも課税の適正、公平を念願に明るい信頼される税務行政を執行して行く所存でございます。皆様におかれましては適正な自主申告と納税につきまして変らぬご協力をお願い致します。

さて、法人会の事業計画を拝見致しますと本年も正月早々から、地域別研修会や税法説明会等皆様に取りまして直接お役に立つ行事が続々と企画されております。

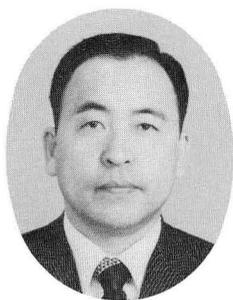
このような行事に進んで参加していただき、会員相互の和と親睦を図りながら情報の交換等を行い正しい税知識を身につけて更に経営の合理化にも役立てていただきたいと願っています。

どうか新しい年が社団法人町田法人会の益々の飛躍の年でありますよう、また会員の皆様のご健勝ならびに事業の御繁栄を祈念いたしまして新年のごあいさつと致します。

## ご注意下さい!! にせ税務署員に

当法人会ではイロイロな機会を捉へてご注意申し上げてきましたがいまだに被害にかゝる法人があつとを絶ちません。巧妙な言葉で、税務署や法人会に関係あるかのように信じこませ、税についての出版物を手渡し、入会金、或いは講読料等と称して現金を徴している者が横行しています。特に新たに法人を設立した方は特にご注意下さい。

税務署ならびに法人会においても有料の講習会や出版物の外交販売等は一切行って居りません。



## ご挨拶

東京税理士会町田支部長 飯田 義忠

あけましておめでとうございます。今年は財政再建の年ともいわれ、増税のきびしい幕あけとなりましたが、会員の皆様には御元気で新春を迎えられましたことと、心から御慶び申し上げます。

昨年10月、社団法人町田法人会の設立と、町田法人会創立30周年記念式典を盛大に挙行され、青年部会をはじめとして強力な組織づくりを展開し、名実ともに足腰の強い公益法人をめざして、はじめて迎える新年はまことに意義深いものがあるかと存じます。

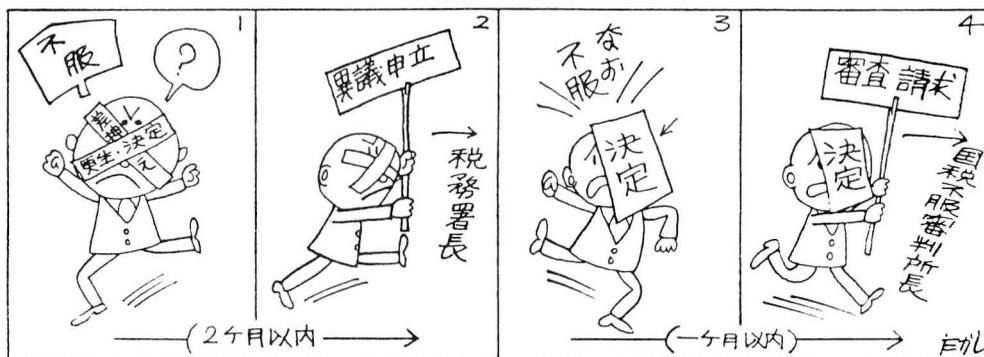
町田市施行の中心市街地2.1ヘクタールの再開発事業が昨秋完成し、市の玄関口は整備されました。ターミナルプラザは既に着工し、引きつづき原町田A、B、C、D街区の民間開発による町づくりは、これから進められようとしておりますが、人為的に大きく変わってゆく、昨日の「町田」は今日の「まちだ」ではないと思います。目まぐるしく変貌する中でたくましく育ててゆくために、単に税に限らず、経営問題を広く考える強力な組織として、社団化第二年目に入って益々活発な事業を推進されることを心から期待するものでございます。

東京税理士会町田支部におきましては、税に関する唯一の専門家の団体として、社会的公共的役割を果たすために、税務関連諸団体の事業に対し常に深い関心を抱いております。税に関し深く考え税に対し積極的に発言する健全な納税者の集団が、より大きく育つことを強く求められている年であると考えられます。

町田法人会の活発な活動に対し敬意を払っているものであります。従来会員加入促進運動の協賛をはじめ、あらゆる機会に御協力をして参りましたが、今後更に御支援を惜しまないものであります。相たずさえて前進して参りたいと願っております。

貴会の御発展と、会員の皆様の御繁栄を祈念申し上げて御挨拶といたします。

税に不服のある時は



# 商法改正の問題点

東京税理士会町田支部 早川 昇

12月24日、法制審議会商法部会で、会社法改正要綱案が決まりました。12月25日の新聞はいっせいに一面トップ記事として掲載し、三面にはその改正要綱要旨と解説をしています。

今回の改正は、昭和49年成立した商法改正の「附帯決議」を受けて、商法の全面改正という形で審議を進めてきましたが、審議途中で、ロッキード、ダグラス、KDD会社等の不正支払事件が次々と発覚したため、55年7月、商法部会は、「企業の非行防止のため、企業の自主的監査規制を強化する」ことを当面の改正課題として、方針の変更が行われ、今回の要綱案が決まりました。

49年の商法改正動機は山陽特殊製鋼等、上場会社の粉飾決算倒産でありましたが改正案審議過程に発生した、大企業による「土地投機」、石油危機の際に見られた大企業の売り惜しみ、買占め等の、反社会的行為に対する国民的批判を受けて、49年改正案の衆・参議院通過に際して、企業の「社会的責任」を中心に据え、大規模会社の規制強化、小規模会社には、業務運営の簡素化、会計監査人の独立性の確保を図ること等が、附帯決議の内容となっております。

今回の改正要綱案では、その中心に据えなければならなかった「企業の社会的責任」は、財界の反対で、全くふれられておりません。

不正支払の防止ということは、今回の改正動機でありまして、改正の目玉である、会社の無償供与額等の明細を開示し、監査役、会計監査人に監査させ、併せて株主に報告することは、財界にショックを与え、猛反対を受け、結局は省令で検討することとなり、大きく後退することとなるでしょう。政治献金などの「無償供与」や、会社が否認している使途不明金等の監査が、企業の自主監査として、全く実効性のないことは疑問の余地がありません。これらは、すぐれて、経済法の分野で、商法は、これらの問題に対しては、第二次的な存在であります。

わが国の株式会社は、制定以来、中小企業の経営者によって活用され、今日では90万余の株式会社の99パーセント以上が、中小会社に占められており、大企業の非行防止について、監査強化、計算公開、規制強化等の法律改正を行えば、法改正の動機、目的と関係のない中小会社にも事務量の増大、負担の増加、運用の混乱をもたらします。現在、多くの商法学者は、これらの矛盾を解決するために株式会社法から、99パーセント占める中小会社を区分し、うまくいけば、組織替をし、追い出すことを予定しております。このことは、中小会社にはかり知れない損害を与えるでしょう。

49年の改正で、「監査特例法」が、商法に導入されましたが、今回、これを拡大しようとしております。しかし、この制度の実効性は、最初から疑問視されており、商法体系を混乱させ、中小会社の区別につながることで、税理士会は反対しておりましたが、このことについて商法学者の河本一郎先生も、「商事法務」のなかで、このことと関連して、『あまり実効が上がっていないということは、事実かも知れません』と述べております。証取法監査は、大蔵

省・通産省の事務チェックがあり、一定の検証がなされておりますが、それでも、最近の不二サッシや、日本熱学のように、公認会計士監査で「適正」との意見が付されていたにもかかわらず巨額の粉飾決算が露呈し、倒産しました。「監査特例法」の監査は、企業の自主監査であり、証取引法のように、事後のチェックもなく、監査内容の保証は全くありません。

実効性のない、「監査特例法」を廃止して、公認会計士監査の独立性（契約方法・報酬など）を強化する法的措置を講じて、証取引法監査にもどすことが、法改正の目的にかなっていません。

その他、今回の改正要綱案は、株主総会における株主の権限の縮少や、少数株主の議決権等を奪う、単位株制度の導入を図っており、時価発行プレミアムの資本組入の後退等、執行権の強化が目立ちます。

この法律には、自民党をはじめ、野党にさまざまな意見があり、要綱案通りの改正案を国会に提出できるかどうかまた、微妙な段階にあります。

## 都税事務所からのお願い

法人都民税・事業税の申告書の用紙が変わります。

東京都では、事務の効率化を図るため、法人都民税・事業税の事務に関する電子計算組織を改善することとし、昭和56年3月から、各法人の申告書の用紙を電算処理により作成し、送付することといたしました。

このため、確定申告書（第6号様式）及び予定申告書（第7号様式）の仕様等を改めましたので、昭和56年4月申告分からは、八王子都税事務所からお送りする新しい申告用紙によって申告していただきますようお願いいたします。

1. 申告書用紙には、各法人の「法人番号」（都税事務所です書類等の整理を行う場合に使用する番号です）等があらかじめ印字してあります。
2. 申告用紙は、「正」「入力表」「写」「控」の4枚で、感圧紙（ノーカーボン紙）を使用しています。

なお、新しい申告用紙の仕様は、税務署の法人税申告書とほぼ同様のものですが、ご不明の点がありましたら、八王子都税事務所法人事業税係（電話0426-44-1111内線223）にお問い合わせ下さい。

# 税務署からのお知らせとお願い

## 所得税の申告と納税は

### 2月16日から3月16日まで

#### サラリーマンでも確定申告をしなければならない場合

普通、サラリーマンの所得税は年末調整で精算されますが、次のような人は確定申告をしなければならないことになっています。

給与の年収が1,000万円を超える人

給料以外の所得が20万円を超える人



サラリーマンの方で、次のような控除を受けられる方は税金が還付されることがあります。

控除項目	該当者	添付書類
雑損控除	火災、水害、盗難等により損害を受けた方	○源泉徴収票 ○損害証明書
医療費控除	本人、家族の病気で多額の医療費を支払った方	○源泉徴収票 ○医療費支払領収書
住宅取得控除	○55年中に住宅を新築したり、新築住宅を購入し入居した方 ○更にその家が民間の金融機関から償還期間10年以上の融資を受けた方	○源泉徴収票 ○登記簿謄本 ○住民票 ○家屋譲渡対価証明書 ○住宅取得に係る融資額の償還金等証明書

- ◎申告書用紙は税務署に用意してあります。
- ◎申告者は出来るだけご自分でお書き下さい。
- ◎還付申告書は2月15日以前でも提出できます。なお郵送でも結構です。
- ◎申告についてお判りにならない事がありましたらお気軽に税務署へお問い合わせ下さい

町田税務署所得税部門 電話 28-7 2 1 1

## 還付申告出張相談日程

会 場	日 程	会 場	日 程
南農協ポプラヶ丘支店	2月 <sup>17日</sup> <sub>24</sub> 〃	玉川学園文化センター	2月 <sup>20日</sup> <sub>23</sub> 〃
市役所分室	〃 <sup>18</sup> <sub>25</sub> 〃	南農協成瀬駅前支店	〃 <sup>19</sup> <sub>27</sub> 〃

## 税金の還付申告をなさる方へ

### ◎ 銀行振込みを希望される方

申告書下部に、振込み銀行等(銀行、信用金庫、農業協同組合)の名称、預金の種類及び口座番号を記載してください。

なお、3万円未満の還付金も、銀行等の預金口座に振込みができるようになりましたので、還付金の受取りはなるべく銀行振込みをご利用ください。

#### ご注意

振込み預金口座は、申告書の住所・氏名と同じ住所・名義のものに限ります。

### ◎ 郵便局からの受取りを希望される方

申告書下部に、ご希望の郵便局名を記載してください。

## ※ 申告は2月末日までに

税金の還付を受けるための所得税確定申告書は、2月15日以前でも受付けております。郵送でも結構ですから、なるべく2月末日までに提出してください。

### ◎ 納税証明書の請求はお早めに

所得税の確定申告期は、申告のため来署される方が多くなり窓口が大変混雑します。そのために納税証明書の請求がありましても、すぐに発行ができかねることがありますので、あらかじめ証明書の請求が予想される場合は、なるべく2月中旬頃までに請求されるようお願いいたします。

なお、最近1ヶ月位のあいだに申告又は納付された方はお手数でも、「申告書の控」及び「領収証書」をご持参下さい。

# 経営者大型保障制度について

経営者大型総合保障制度はこの10年間にこんなにお役に立ちました

「経営者大型総合保障制度」が会員の福祉の為に、法人会によって考案されたものであることは既に述べました。そして、それが豊富なメリットを有しており、完璧な保障システムになっていることについても述べました。

では実際にはそれがどのように役立ってきているのかについて具体的に見てみましょう。

## 70億円が加入者のお手元に

大型保障制度が始ってから55年3月までに保障金として支払われた金額は表1のとおりで総額700億円になっています。これだけの金額が加入会社の手もとに渡り、経営者の方が病気や

(表1) 経営者大型総合保障制度支払保障額

保 障 金	46年6月から55年3月までの累計	
	件 数	金 額
死亡・療疾・後遺障害保障金	5,315件	618億8,445万円
病気による入院保障金	19,176件	23億1,320万円
事故による入院保障金	6,099件	5億8,735万円
病気による手術保障金	6,308件	4億3,921万円
事故による手術保障金	667件	4,913万円
事故による休業保障金	29,312件	43億9,432万円
事故による医療保障金	5,598件	3億6,486万円
合 計	72,475件	700億3,252万円

事故や死亡の場合に、企業信用の維持や経営の安定に役立つとともに、経営者に対する弔慰金、死亡退職金の財源となり、ひいては経営者のご家族の生活保障にも役立っています。しかも加入事業の58%に当り、加入者の約4人に1人に当る方々が保障を受けておられる勘定になります。これだけ多くの会員企業がその経営者の病気、事故、死亡といった経営危機に遭遇して、保障を受けられており、非常に感謝されておられます。

## 年毎に増加している支払

このような支払は、表2のように年を追って増加しており、54年度では1年間に198億に達しております。件数にしても1.8万件になっております。このように年々支払件数及び支払保障金額が増加して来ているということは、年を追って保障を受ける可能性が高まって来ている

ことでもあり、契約を継続して行くことが重要であると思われます。

(表2) 経営者大型総合保障制度各年度別支払保障額

年 度	支 払 件 数	支 払 保 障 金 額
47	195件	36,631万円
48	967	110,465
49	1,873	353,374
50	6,217	654,071
51	11,203	886,015
52	15,320	1,391,941
53	17,917	1,585,120
54	18,928	1,980,556

### 法人会の運営経費にも寄与

全国法人会総連合は、法人会の会員から1年間の会費として6円程いただいております。そ

(表3) 54年度大型保障制度収入県連及び地区会への還元状況表

(単位 万円)

	54年度	備 考
手 数 料 収 入	143,781	
委 託 集 金 手 数 料	△31,850	収入の22%を委託会社へ
税 金	△25,860	" 18%
可 処 分 収 入(A)	86,071	
県 連 強 化 基 金 積 立	20,500	500万×41県連
〃 利 息 支 払	2,860	局連100万、県連60万
事 務 委 託 費	205	5万×41県連
初 回 継 続 謝 金	21,871	
無 料 教 材 テ キ ス ト 配 布	3,930	
増 強、教 材 用 ス ラ イ ド 〃	942	法人会って何んですか } 各2 交際費のアドバイス }
増 強 用 ポ ス タ ー、チ ラ シ	706	
各 種 セ ミ ナ ー 補 助	1,193	夏季研修会他
欧 米 税 制 視 察 旅 行	4,000	100万×40名
大 会、会 議 の 旅 費 補 助	1,600	手土産代含む
法 人 の 税 務 補 助	772	
祝 儀 等	270	
社 団 化 補 助 金	140	
支 山 合 計(B)	58,989	

同上の収入割合 (B)/(A) 68.5%



## 短 信

### ◎「税を知る週間」で各種の行事催される

町田税務署の11月11日から17日までの1週間にわたる恒例の「税を知る週間、にちなみ各協力団体による多彩な行事が開催されました。

町田法人会にては、税務署の会議室にて、11月11日、源泉部会員を対象に租税教室を、11月13日、には青年部会を対象とした税務行政懇談会が行われました。

両日共会場にあてられた、税務署の会議室が満席になる程の出席にて、ビデオによる研修のあと、税務行政に対する活発な質疑と意見の交換が行われました。なお会場には、財政の現状、と税金の行方など判りやすく解説されたポスターや、パネルが展示され参加者の好評を呼んでおりました。



### ◎総務委員会より

総務委員会では、毎月定例委員会を開催、活発な活動を続けております。当面社団化以降の「会員名簿」の整理も完了に近く、近々のうちに、会員名簿をお届けできる予定です。

### ◎税理士会員の懇談会の開催

昨年12月8日に東京税理士会町田支部の飯田支部長、はじめ税理士会幹部諸先生と町田法人会長他役員との今後の法人会運営等についての懇談会が催されました。

税理士会よりは法人会運営について力強いご支援のご発言をいただき誠に有意義に会合は終了しました。

### ◎三法連の事務局、町田法人会に移る

三多摩法人会連合会の事務局が、「56年4月1日より町田法人会事務局に移ることになりました。したがって(社)町田法人会長、三橋忠正氏が三多摩法人会連合会長として就任することになります。

三多摩法人会連合会とは、(社)東村山、(社)武蔵野、(社)立川、(社)八王子、(社)青梅、(社)武蔵府中、(社)町田の各法人会の連合会で東法連傘下の第6ブロックです。会長は事務局を担当する法人会の会長がこれに当り、副会長は各法人会会長が担当しその他理事25名、監事2名を以て構成されています。

### ◎会員増強推進運動の結果ご報告

会員増強委員はじめ各役員総力をあげての会員増強運動の結果現在の処、107社の法人が新たに法人会の主旨にご賛同入会していただきましたので(社)町田法人会会員はお蔭をもちまして1,700社を遙かに越え法人会機能も益々充実いたしてまいりました。今後も引続いて未加入法人の入会をお勧めしてまいりますので会員の方々からもお知り合いの法人会未加入の方々に入会をお勧めしていただくことをお願い致します。

○入会希望の法人が居りましたら地区会長までご連絡下さい。

広報委員会編集

## 税務についての講座のお知らせ

### ぜひご出席を

### 56年1月～6月税務についての説明会予定表

#### 源泉部会（税法説明会）

日 程	時 間	会 場	テ ー マ
1月22日(木)	13:30～16:00	町田税務署会議室	所得税の確定申告について
2月19日(木)	〃 ～ 〃	町商会館会議室	報酬料金について
3月17日(火)	〃 ～ 〃	〃	現物給与について
4月19日(金)	〃 ～ 〃	町田税務署会議室	調査の誤りのあった事項について

#### 記帳説明会（新設法人並びに決算期法人）

新 設 法 人			決 算 期 法 人		
日 程	時 間	会 場	日 程	時 間	会 場
1月22日(木)	10:00～12:00	税務署会議室	1月23日(金)	13:30～16:00	税務署会議室
2月20日(金)	〃 ～ 〃	法人会事務局	2月20日(金)	〃 ～ 〃	町商会館
3月20日(金)	〃 ～ 〃	町商会館	3月20日(金)	〃 ～ 〃	〃
4月21日(火)	〃 ～ 〃	税務署会議室	4月21日(火)	〃 ～ 〃	税務署会議室
5月21日(木)	〃 ～ 〃	〃	5月21日(木)	〃 ～ 〃	〃
6月22日(金)	〃 ～ 〃	〃	6月22日(金)	〃 ～ 〃	〃

#### 地区別会員に対する税法説明会

地 区 名	日 程	時 間	会 場	テ ー マ
町田南・北地区	1月26日(月)	13:30～16:00	税務署会議室	ビデオによる曇りのちはれ
町田中央・南地区	2月17日(火)	〃 ～ 〃	商工会会議室	同 上
堺 地 区	2月23日(月)	〃 ～ 〃	堺 農 協	やさしい経営分析
忠 生 地 区	3月18日(水)	〃 ～ 〃	忠生市民センター	会社役員をめぐる法律と税務
鶴 川 地 区	3月23日(月)	〃 ～ 〃	浜銀鶴川支店	同 上
堺 地 区	4月15日(水)	〃 ～ 〃	堺 農 協	同 上
町田南・北地区	5月15日(金)	〃 ～ 〃	税務署会議室	ビデオによる社長のためらい
町田中央・南地区	5月19日(火)	〃 ～ 〃	〃	同 上
忠 生 地 区	6月8日(月)	〃 ～ 〃	忠生市民センター	スライドによる貸倒れ処理の税務
鶴 川 地 区	6月11日(木)	〃 ～ 〃	浜銀鶴川支店	同 上
堺 地 区	6月15日(月)	〃 ～ 〃	堺 農 協	同 上

(注) 当予定表は長期にわたっての計画でありますので、講師或いは会場等の都合により、日時等に変更が予想されますのでこの点ご了承下さい。なお、実施に当っては事前にご連絡いたします。